

平成30年度

沖縄県立久米島高等学校

## 入学者募集要項



〒901-3121

沖縄県島尻郡久米島町字嘉手苅727番地

電話 (098) 985-2233

FAX (098) 985-3168

HP <http://www.kumeshima-h.open.ed.jp/>

目 次

1 方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ページ

2 連携型中高一貫教育に係る入学者選抜・・・・・・・・・・ 2 ページ

3 推薦入学・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 ページ

4 一般入学・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8 ページ

5 第2次募集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12 ページ

6 調査書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14 ページ

7 帰国子女等の入学者選抜に係る取扱い・・・・・・・・・・ 15 ページ

8 不登校生徒等入学者選抜に係る取扱い・・・・・・・・・・ 15 ページ

9 障害等のある生徒の入学者選抜に係る取扱い・・・・・・・・ 15 ページ

10 出願書類作成上の留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・ 15 ページ

11 その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16 ページ

選抜種類 対象地域	連 携	推 薦	一 般	第2次 募 集
島内受検者 (久米島地区)	○ (p 2)	×	○ (p 8)	△ (p 12)
島外受検者 (沖縄本島等)	×	● (p 5)	● (p 8)	▲ (p 12)
県外受検者	×	×	● (p 9)	▲ (p 12)

○：受検可。

●：受検可。ただし、保護者が久米島に居住するか若しくは身元引受人がいることが必要。

△：久米島高校以外の県立高校一般入試を受検している場合のみ可。

▲：久米島高校以外の県立高校一般入試を受検している場合のみ可。ただし、保護者が久米島に居住するか若しくは身元引受人がいることが必要。

×：受検不可。

## 平成30年度沖縄県立久米島高等学校入学者募集要項

沖縄県教育委員会の定める「平成30年度沖縄県立学校入学者選抜実施要項」に基づき、下記の通り本校入学者を募集する。

### 1 方針

沖縄県立高等学校入学者の選抜は、高等学校及び中学校教育の正常な発展を期し、公正かつ妥当な方法で、各高等学校、各学科等の教育を受けるに足る能力と適性等を備えた者を選抜するために、次の方針に基づいて実施する。

- (1) 選抜は、入学志願先の高等学校長（以下「志願先高等学校長」という。）が学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第90条の規定により行う。
- (2) 選抜は、入学志願者（以下「志願者」という。）が募集定員を超過すると否とにかかわらず行う。
- (3) 一般入学で行う学力検査は、中学校における国語、社会、数学、理科及び英語の5教科について、一般入学志願者全員に対して行う。なお、英語については、聞き取り検査を実施する。
- (4) 各高等学校においては、学校独自の計画に基づき、学力検査を一部付加し、実施することができる。
- (5) 一斉に実施する学力検査の問題は県教育委員会が作成し、各高等学校において一部付加して実施する学力検査問題は各高等学校が作成する。

### 2 連携型中高一貫教育に係る入学者選抜

- (1) 出願資格  
久米島町内の連携型中学校を募集年度の3月に卒業見込みの者。  
久米島町内の連携型中学校を募集年度の前年度に卒業した者。
- (2) 実施学科  
園芸科  
普通科
- (3) 募集人員  
園芸科 募集定員（40名）  
普通科 募集定員（80名）
- (4) 出願期間  
平成30年 1月15日（月） 9：00～17：00  
1月16日（火） 9：00～17：00  
※郵送の場合もこの期限までに必着のこと。ただし、本校校長が特別の事情があると認められた場合はその限りではない。  
※郵送で手続きする場合は、必ず書留郵便とする。
- (5) 出願手続  
ア 志願者は、原則として本校の1課程、1学科に出願することができる。ただし、他学科への第二志望がある場合、連携型入学志願書（久米島地区連携第1号様式）の第二志望の欄に記入することができる。

イ 志願者は、次の書類に入学考査料(2,200円)を添えて、在籍する連携型中学校長に提出しなければならない。

(ア) 連携型入学志願書(久米島地区連携第1号様式)

(イ) 住民票謄本(マイナンバー掲載なし)

※住民票謄本は出願の日前3か月以内に発行されたものとする。

(ウ) 健康診断書(第8号様式)

ただし、過年度卒業者のみとし、募集年度の1月以降に発行されたものとする。

(エ) 写真票(推薦第6号様式)

出願の日前6か月以内に撮影したものとし、カラー、白黒いずれも可とする。上半身、脱帽、縦4.5cm×横3.5cm程度のものとし、裏面に氏名及び生年月日を記入する。

ウ 連携型中学校長は、志願者に係る次の書類に入学考査料(2,200円)を添えて本校校長に出願期間内に一括して提出するものとする。

(ア) 連携型入学志願書(久米島地区連携第1号様式)

(イ) 連携型入学志願者名簿(連携第2号様式)

(ウ) 調査書(第2号様式)

ただし「①各教科の学習の記録」の3年の欄は12月までのものとする。

(エ) 住民票謄本(マイナンバー掲載なし。出願の日前3か月以内に発行されたもの。)

(オ) 健康診断書(第8号様式)(前記2の(5)のイの(ウ)で提出のあった者に限る。)

(カ) 写真票(推薦第6号様式)

## (6) 選抜の方法

ア 本校校長は、連携型中学校長から提出された連携型入学志願書(久米島地区連携第1号様式)、調査書(第2号様式)、適性検査及び面接(プレゼンテーションを含む)の結果等を資料として選抜を行う。

イ 適性検査を以下のとおり実施する。

(ア) 国語・社会、数学・理科をセットで、英語を単独で試験を行う。

(イ) 試験時間は国語は40分、数学は40分、英語は20分で行う。(各教科20分で算出)

(ウ) 1時限目(国語・社会)

(エ) 2時限目(数学・理科)

(オ) 3時限目(英語)

(カ) 配点は各20点とする。

ウ 面接を以下のとおり実施する。

(ア) 個人面接を行う。

(イ) 地域に関することについてプレゼンテーションを5分以内で行う。また、プレゼンテーションに関しての質問を行う。

エ 連携入試当日の日程

(ア) 集合日時 平成30年1月19日(金) 9:05

(イ) 集合場所 本校体育館

(ウ) 1時限目(国語・社会) 10:00~10:40

(エ) 2時限目(数学・理科) 10:55~11:35

(オ) 3時限目(英語) 11:50~12:10

(カ) 面接開始 13:05~

(7) 受検生に対する注意事項

ア 受検生は受検番号、中学校名、氏名が記入された名札を左胸に着用する。

出身中学校		5 cm
受検番号		
氏名		

※縦5 cm×横8 cmの白厚紙に出身中学校、  
受検番号、氏名を書いたもの

イ 受検生は、在籍する中学校の制服を着用すること。

ウ 受検生は、次の筆記用具等を携行すること。それ以外の用具等の受検場への持ち込みはできない。

(ア) 鉛筆（シャープペンシルを含む。鉛筆は和歌・格言等が印刷されているものは不可。）、消ゴム、鉛筆削り

(イ) 定規（三角定規は可、分度器機能付きは不可、分度器は不可、三角スケールは不可）

(ウ) コンパス（分度器機能付きは不可）

(エ) 時計（時計機能のみ）

エ 試験会場には時計を設置していない。

オ 受検の際は、すべて監督者の指示に従うこと。

カ 監督者の「始め」、「やめ」の合図を十分に守ること。

キ 早くできても、「終わり」の合図があるまでは離席しないこと。

ク 問題の解答は、注意事項や問いをしっかりと読んでから始めること。

ケ 検査中は質問を許さない。ただし、印刷に不明瞭なものがある場合は、無言で挙手する。（この場合、監督者は、内容について説明しない。）

コ 検査中に用便に行きたくなった時、又は健康状態に異常が生じた場合は、無言で挙手する。

(8) 選抜結果の通知及び入学の確約

ア 選抜の結果については、本校校長が平成30年1月26日（金）までに連携型中高一貫教育に係る入学者選抜の結果の通知書（連携第3号様式）により連携型中学校長を通じて本人に通知する。

イ 連携型中高一貫教育に係る入学確約書（連携第4号様式）は、連携型中学校長を経由して、平成30年2月2日（金）までに志願した本校校長に提出すること。

ウ 入学確約書を提出した者は、県内外を問わず他の公立高等学校（特別支援学校の高等部を含む。）に出願してはならない。

(9) 学力診断テスト

ア 入学確約書の提出のあった者については、本校において学力診断テストを行う。

イ 学力診断テストは平成30年度県立高等学校入学者選抜学力検査と同じ日程で実施する。  
※クラス編成等の参考資料とする。ただし、面接は行わない。

(10) クラス編成に関する書類の提出

ア 入学確約書の提出のあった者については、以下の書類を本校校長に提出すること。

(ア) 「Aクラス（発展クラス）」編成希望調査票（参考様式1）※普通科志望者のみ対象

(イ) 選択科目希望調査票（参考様式2）※普通科、園芸科志望者対象

イ 前記(ア)、(イ)の書類は、学力診断テスト1日目に配布し、2日目（数学のテスト終了後）に回収する。

※受検生（入学確約書の提出のあった者）は予め参考様式を確認し、検討しておくこと。

(11) 合格発表

平成30年2月2日（金）までに入学確約書の提出のあった者については、平成30年3月13日（火）午前9時に本校で連携型中高一貫教育に係る合格者として発表（掲示）する。また、同日に本校のHPにおいても合格者を発表する。

※「Aクラス（発展クラス）」編成結果についても同時に発表（掲示、HP掲載）する。

(12) 入学手続

入学手続きについては、合格発表当日掲示する。

(13) 不合格者の再出願

連携型中高一貫教育に係る入学者選抜の結果、不合格となった者は、県立高等学校の一般入学に出願することができる。この場合にあつては、この要項の定めるところにより、関係書類を提出するものとし、当該出願に係る入学考査料については、沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例施行規則に定める入学考査料減免申請書（第11号様式、領収書を添付すること）を提出したときは、免除する。

(14) 連携型中学校に在籍する者は、連携型高等学校への推薦入学は志願できない。

### 3 推薦入学

(1) 出願資格

次のア及びイに該当する者で、中学校長が推薦するもの

ア 沖縄県内の中学校を募集年度の3月に卒業見込みの者で、連携型中学校以外の者

イ 推薦入学志望学科に対する目的意識が明確であり、かつ、当該学科への興味、関心及び適性を有する者

(2) 実施学科

園芸科（県全域）※沖縄県立高等学校の通学区域に関する規則第2条第3項による。

普通科（県全域）※沖縄県立高等学校の通学区域に関する規則第3条第2項(学区外規程)による。

(3) 募集人員

園芸科 募集定員（40名）の20%以内とする。

普通科 募集定員（80名）の2%程度とする。

※沖縄県立高等学校の通学区域に関する規則第3条第2項(学区外規程)による。

(4) 出願の要件

次のア又はイの要件を満たしている者とする。

ア 次に掲げる諸活動の実績等について自分を表現すること（以下「自己表現」という。）ができること。なお、当該活動の実績については、証明する資料（賞状、認定証等）の写し（A4版）を提出すること。

(ア) 文化活動

(イ) スポーツ活動

(ウ) 社会活動

(エ) ボランティア活動

(オ) 資格取得等の活動

イ 次に掲げる分野について表現すること（以下「個性表現」という。）ができること。

(ア) 音楽、美術、書道等の芸術分野

(イ) 文芸、研究等の分野

(ウ) 舞踊、創作ダンス、手話等の身体的活動を伴う分野

(エ) 留学等の体験的分野

(5) 出願期間

平成30年1月15日(月) 9:00～17:00

平成30年1月16日(火) 9:00～17:00

※郵送の場合もこの期限までに必着のこと。ただし、本校校長が特別の事情があると認めた場合はその限りではない。郵送で手続きする場合は、必ず書留郵便とする。

(6) 出願手続

ア 志願者は、沖縄県立高等学校の通学区域に関する規則(平成16年沖縄県教育委員会規則第7号。以下「通学区域に関する規則」という。)により定められた通学区域の1校、1課程、1学科(普通科以外は、小学科とする。)、1コースに出願することができる。  
イ 志願者は、次の書類に入学考査料(2,200円)を添えて中学校長に提出しなければならない。

(ア) 推薦入学志願書(推薦第1号様式)

(イ) 推薦申請書(推薦第2号様式)

(ウ) 住民票謄本(マイナンバー掲載なし)

※住民票謄本は出願の日前3か月以内に発行されたものとする。

(エ) 確約及び証明書(第5号様式)

ただし、次のa及びbの者のみとする。

a 通学区域に関する規則第2条第1項ただし書の規定により同規則別表第2に掲げる地域から出願する者

b 沖縄本島、宮古島、伊良部島、石垣島又は久米島の各地域から当該各島に所在する高等学校以外の高等学校に出願する者

(オ) 写真票(推薦第6号様式)

出願の日前6か月以内に撮影したものとし、カラー、白黒いずれも可とする。上半身、脱帽、縦4.5cm×横3.5cm程度のものとし、裏面に氏名及び生年月日を記入する。

ウ 中学校長は、適切な審査を経て被推薦者を決定すること。

エ 中学校長は、被推薦者に係る次の書類に入学考査料(2,200円)を添えて本校校長に出願期間内に一括して提出するものとする。

(ア) 推薦入学志願書(推薦第1号様式)

(イ) 推薦申請書(推薦第2号様式)

(ウ) 調査書(第2号様式)

ただし、「①各教科の学習の記録」の3年の欄は12月までのものとする。

(エ) 推薦入学志願者名簿(推薦第3号様式)

(オ) 住民票謄本(マイナンバー掲載なし。出願の日前3か月以内に発行されたもの。)

(カ) 確約及び証明書(第5号様式)(前記3の(6)のイの(エ)で提出のあった者に限る。)

(キ) 写真票(推薦第6号様式)

(7) 選抜の方法

ア 本校校長は、中学校長から提出された推薦入学志願書(推薦第1号様式)、調査書(第2号様式)、推薦申請書(推薦第2号様式)及び面接の結果に基づき推薦入学予定者を決定する。

イ 面接は、提出された推薦申請書(推薦第2号様式)に記載された自己表現及び個性表現の申告内容その他の事項について実施する。

ウ 面接の実施

次の通り面接を実施する。

(ア) 集合日時 平成30年1月19日(金) 9:05

(イ) 集合場所 本校体育館

エ 個性表現で出願した者は実技・実演審査を実施する。

※原則として実技・実演はすべて1人で行うこと。

※「個性表現」で出願した者は実技・実演に必要な道具等は各自で準備すること。

(8) 受検生に対する注意事項

ア 受検生は受検番号、中学校名、氏名が記入された名札を左胸に着用する。

8 cm	
出身中学校	5 cm
受検番号	
氏名	

※縦5cm×横8cmの白厚紙に出身中学校、受検番号、氏名を書いたもの

イ 受検生は、在籍する中学校の制服を着用すること。

(9) 選抜結果の通知及び入学の確約

ア 選抜の結果については、本校校長が平成30年1月26日(金)までに推薦に基づく選抜結果の通知書(推薦第4号様式)により中学校長を通じて本人に通知する。

イ 入学確約書(推薦第5号様式)は、中学校長を経由して、平成30年2月2日(金)までに志願した本校校長に提出しなければならない。

ウ 入学確約書を提出した者は、県内外を問わず他の公立高等学校(特別支援学校高等部を含む。)に出願してはならない。

(10) 学力診断テスト

ア 入学確約書の提出のあった者については、本校において学力診断テストを行う。

イ 学力診断テストは平成30年度県立高等学校入学者選抜学力検査と同じ日程で実施する。

※クラス編成等の参考資料とする。ただし、面接は行わない。

(11) クラス編成に関する書類の提出

ア 入学確約書の提出のあった者については、以下の書類を本校校長に提出すること。

(ア) 「Aクラス(発展クラス)」編成希望調査票(参考様式1) ※普通科志望者のみ対象

(イ) 選択科目希望調査票(参考様式2) ※普通科、園芸科志望者対象

イ 前記(ア)、(イ)の書類は、学力診断テスト1日目に配布し、2日目(数学のテスト終了後)に回収する。

※受検生(入学確約書の提出のあった者)は予め参考様式を確認し、検討しておくこと。

(12) 合格発表

平成30年2月2日(金)までに入学確約書の提出のあった者については、平成30年3月13日(火)午前9時に本校で推薦入学に係る合格者として発表(掲示)する。また、同日に本校のHPにおいても合格者を発表する。

※「Aクラス(発展クラス)」編成結果についても同時に発表(掲示、HP掲載)する。

(13) 不合格者の再出願

推薦入学選抜の結果、不合格となった者は、県立高等学校の一般入学に出願することができる。この場合にあつては、この告示の定めるところにより、関係書類を提出するものとし、当該出願に係る入学考査料については、沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例施行規則に定める入学考査料減免申請書(第11号様式、領収書を添付すること)を提出したと



きは、免除する。

#### 4 一般入学

##### (1) 出願資格

- ア 中学校を募集年度の3月に卒業見込みの者
- イ 中学校卒業生（以下「過年度卒業生」という。）
- ウ 学校教育法施行規則第95条各号のいずれかに該当する者

##### (2) 募集定員

- ア 園芸科の募集定員（40人）から連携型中高一貫教育に係る入学者選抜内定者及び推薦入学内定者を差し引いた人数を定員とする。
- イ 普通科の募集定員（80人）から連携型中高一貫教育に係る入学者選抜内定者及び推薦入学内定者を差し引いた人数を定員とする。

##### (3) 出願期間

平成30年 2月6日（火） 9：00～17：00  
2月7日（水） 9：00～16：00

※郵送の場合もこの期限までに必着のこと。ただし、本校校長が特別の事情があると認めた場合はその限りではない。

※郵送で手続きする場合は、必ず書留郵便とする。

##### (4) 出願手続

- ア 志願者は、通学区域に関する規則により定められた通学区域の1校、1課程、1学科（普通科以外は、小学科とする。）、1コースに出願することができる。ただし、同一校における他の課程、他の学科に第二志望（コースの場合は第2希望）を出願することができる。
- イ 志願者は、次の書類に入学考査料（2,200円）を添えて出身中学校長に提出しなければならない。
  - (ア) 入学志願書（第1号様式）
  - (イ) 住民票謄本（マイナンバー掲載なし）  
※住民票謄本は出願の日前3か月以内に発行されたものとする。
  - (ウ) 健康診断書（第8号様式）  
ただし、過年度卒業生のみとし、募集年度の1月以降に発行されたものとする。
  - (エ) 入学考査料減免申請書（第11号様式）  
ただし、連携型中高一貫教育に係る入学者選抜及び推薦入学の結果、不合格になった者のみとする。沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例施行規則に基づく。
  - (オ) 確約及び証明書（第5号様式）  
ただし、次のa及びbの者のみとする。
    - a 通学区域に関する規則第2条第1項ただし書の規定により同規則別表第2に掲げる地域から出願する者
    - b 沖縄本島、宮古島、伊良部島、石垣島又は久米島の各地域から当該各島に所在する高等学校以外の高等学校に出願する者
  - (カ) 写真票（第15号様式）  
出願の日前6か月以内に撮影したものとし、カラー、白黒いずれも可とする。上半身、脱帽、縦4.5cm×横3.5cm程度のものとし、裏面に氏名及び生年月日を記入する。
- ウ 出身中学校長は、志願者に係る次の書類に入学考査料（2,200円）を添えて本校校長に出願期間内に一括して提出するものとする。
  - (ア) 入学志願書（第1号様式）
  - (イ) 調査書（第2号様式）

- (ウ) 入学志願者名簿（第3号様式）
- (エ) 住民票謄本（マイナンバー掲載なし。出願の日前3か月以内に発行されたもの。）
- (オ) 健康診断書（第8号様式）（前記4の(4)のイの(ウ)で提出のあった者に限る。）
- (カ) 入学考査料減免申請書（第11号様式）（前記4の(4)のイの(エ)で提出のあった者に限る。）
- (キ) 確約及び証明書（第5号様式）（前記4の(4)のイの(オ)で提出のあった者に限る。）
- (ク) 写真票（第15号様式）

エ 学校教育法施行規則第95条各号のいずれかに該当する志願者は、次の書類に入学考査料（2,200円）を添えて本校校長に提出しなければならない。

- (ア) 入学志願書（第1号様式）
- (イ) 志願先高等学校長が必要と認める書類

オ 志願者が県外の中学校出身者の場合は、次の手続きによる。

- (ア) 保護者が県外に居住している場合は、志願者は県外からの入学志願のための許可願（第4号様式）を募集年度の1月25日（木）までに沖縄県教育委員会教育長に提出し、許可を受けなければならない。（許可の欄に押印し、県教育委員会から出身中学校へ送付。）  
※保護者がすでに沖縄県内に居住している場合は、この手続きは不要です。

- (イ) 保護者が志願者と共に沖縄県内に居住するとき（入学時に保護者が志願者と共に転居する場合は、志願者は次の書類に入学考査料（2,200円）を添えて、出身中学校長を介して本校校長に提出しなければならない。

a 県外からの入学志願のための許可願（第4号様式）（前記(ア)で許可を得た者のみ。）

b 入学志願書（第1号様式）

c 調査書（第2号様式）

d 入学志願者名簿（第3号様式）

e 住民票謄本（マイナンバー掲載なし。出願の日前3か月以内に発行されたもの。）

※住民票謄本の提出は、保護者がすでに県内に居住している者を対象とする。

（住民票謄本が保護者の沖縄県内での居住を証するためのものであるため）

f 健康診断書（第8号様式）

ただし、過年度卒業者のみとし、募集年度の1月以降に発行されたものとする。

g 写真票（第15号様式）

出願の日前6か月以内に撮影したものとし、カラー、白黒いずれも可とする。上半身、脱帽、縦4.5cm×横3.5cm程度のものとし、裏面に氏名及び生年月日を記入する。

- (ウ) 保護者が志願者と共に沖縄県内に居住しないとき（入学時に保護者が志願者と共に転居しない場合は、志願者は前記(イ)のa～gの各書類のほかに、次の書類に入学考査料（2,200円）を添えて、出身中学校長を介して本校校長に提出しなければならない。

a 県外からの入学志願のための許可願に関する身元引受書（誓約書）

b 身元引受人の住民票抄本

## (5) 志願変更及び手続

### ア 志願変更

- (ア) 入学志願締切りの結果、志願者が定員を超えた学科に出願した者のうちで、出身中学校長及び志願先高等学校長が適当と認めた者は、志願した高等学校、課程、学科又はコースの変更（以下「志願変更」という。）を行うことができる。
- (イ) 同一志願高等学校における課程、学科又はコースの変更も志願変更手続に準じて行うものとする。
- (ウ) 志願変更の可能な人員は、志願者数が入学定員を下回らない範囲内とする。
- (エ) 志願変更希望者が、志願変更可能な人員を上回る場合は、公正な抽選によって志願変更を認めることができる。

イ 志願変更の日程

(7) 志願変更申出期間

平成30年2月13日(火) 9:00～17:00  
2月14日(水) 9:00～17:00

(イ) 入学志願書取り下げ及び再出願期間

平成30年2月20日(火) 9:00～17:00  
2月21日(水) 9:00～16:00

ウ 志願変更する者は、志願変更願(第6号様式)に必要な事項を記入し、出身中学校長に提出すること。

エ 出身中学校長は、前記ウの願い出が適当であると認める場合は、所定の期間内に志願先高等学校長にこれを提出し、志願先高等学校において志願変更を認められた者の入学志願書類の返却を受けるものとする。この場合、入学考査料は返却しない。なお、郵送による志願変更の受付及び入学志願書類の返却は、原則として行わない。

オ 志願変更をする者は、返却された入学志願書に変更すべき事項(※印の欄)を記入し、「4 一般入学」の「(4) 出願手続」に準じて入学志願書類(同一課程への志願変更をする場合、入学考査料は不要)を所定の期間内に志願変更先高等学校長に提出すること。ただし、第二志望(コースの場合は、第2希望)の変更については、志願先高等学校長に志願変更願(第6号様式)で申し出るだけでよい。

(6) 選抜の方法

ア 高等学校に、校長を委員長とする入試選抜委員会を置く。

イ 選抜委員会は、出身中学校長から提出された調査書(第2号様式)、学力検査等の成績及び面接の結果を基にして選抜を行う。

ウ 選抜は、調査書(第2号様式)及び学力検査等の成績を資料として行い、調査書(第2号様式)と学力検査等の成績との比重は5対5とする。

エ 学科の特色に応じて学力検査実施教科ごとの配点は変えない。

(7) 学力検査

ア 学力検査の期日及び時間割

時 限 月 日	第 1 時 限 (10:00～10:50)	第 2 時 限 (11:15～12:05)	昼 食 55分	第 3 時 限 (13:10～14:00)
第 1 日 目 3月6日(火)	国 語	理 科		英 語
第 2 日 目 3月7日(水)	社 会	数 学		面 接

イ 検査時間及び配点

学力検査を実施する教科の検査時間は、いずれも50分とし、配点は各60点とする。

ウ 検査の場所

(7) 県立久米島高等学校

(イ) 通学区域が広域にわたる高等学校への志願者又は特別に指定する地域からの志願者は、次の委託検査場又は出張検査場で受検することができる。

a 委託検査場

県立名護高等学校	県立宮古高等学校
県立久米島高等学校	県立八重山高等学校
県立知念高等学校 (久高中学校出身の志願者に限る。)	
その他県教育委員会が必要に応じて設置する委託検査場	

b 出張検査場

特別に指定する地域	検査場	特別に指定する地域	検査場
伊平屋村	伊平屋村離島振興総合センター	渡嘉敷村	渡嘉敷中央公民館
伊是名村	伊是名村産業支援センター	座間味村（阿嘉、慶留間を除く）	座間味中学校
伊江村	伊江村農村環境改善センター	阿嘉・慶留間	阿嘉中学校
北大東村	北大東中学校	多良間村	多良間中学校
南大東村	南大東村立多目的交流センター	西表	大原中学校
栗国村	栗国東ふれあいセンター	波照間	波照間中学校
渡名喜村	渡名喜村多目的活動施設	与那国町	与那国中学校

エ 検査の実施

- (ア) 高等学校長は、学力検査員を指名し、教育長が別に定める沖縄県立高等学校入学者選抜学力検査実施要領（以下「検査要領」という。）に基づいて学力検査を実施する。
- (イ) 委託検査場にあつては、委託検査場の高等学校長が検査要領によって委託された志願者の学力検査を実施する。
- (ウ) 出張検査場にあつては、教育長の派遣する学力検査員が出張検査場における検査要領に基づいて実施する。
- (エ) 志願者の中に委託検査場又は出張検査場において受検する者のいる高等学校長は、委託・出張検査場受検者名簿（第7号様式）、面接票、その他必要書類を、委託検査場の場合は委託検査場の校長あてに、出張検査場の場合は教育長あてに送付しなければならない。
- (オ) 委託検査場の校長は、検査終了後、答案、受検者名簿、面接票、その他必要書類を速やかに志願先高等学校長あてに送付すること。

(8) 面接

- ア 面接は、志願者全員について実施する。ただし、連携型中高一貫教育に係る入学者選抜及び推薦入学の合格内定者を除く。
- イ 実施日は学力検査2日目の午後とする。

(9) 受検生に対する注意事項

- ア 受検生は受検番号、中学校名、氏名が記入された名札を左胸に着用する。

8 cm	
出身中学校	5 cm
受検番号	
氏名	

※縦5 cm×横8 cmの白厚紙に出身中学校、受検番号、氏名を書いたもの

- イ 受検生は、在籍する中学校の制服を着用すること。
- ウ 受検生は、次の筆記用具等を携行すること。それ以外の用具等の受検場への持ち込みはできない。
  - (ア) 鉛筆（シャープペンシルを含む。鉛筆は和歌・格言等が印刷されているものは不可。）、消ゴム、鉛筆削り
  - (イ) 定規（三角定規は可、分度器機能付きは不可、分度器は不可、三角スケールは不可）
  - (ウ) コンパス（分度器機能付きは不可）
  - (エ) 時計（時計機能のみ）
- エ 試験会場には時計を設置していない。
- オ 受検の際は、すべて監督者の指示に従うこと。
- カ 監督者の「始め」、「やめ」の合図を十分に守ること。
- キ 早くできて、「終わり」の合図があるまでは離席しないこと。

- ク 問題の解答は、注意事項や問いをしっかりと読んでから始めること。
- ケ 検査中は質問を許さない。ただし、印刷に不明瞭なものがある場合は、無言で挙手する。(この場合、監督者は、内容について説明しない。)
- コ 検査中に用便に行きたくなった時、又は健康状態に異常が生じた場合は、無言で挙手する。

(10) クラス編成に関する書類の提出

- ア 受検生(連携型中高一貫教育に係る入学者選抜及び推薦入学の合格内定者を含む)は、以下の書類を本校校長に提出すること。
  - (ア) 「Aクラス(発展クラス)」編成希望調査票(参考様式1) ※普通科志望者のみ対象
  - (イ) 選択科目希望調査票(参考様式2) ※普通科、園芸科志望者対象
- イ 前記(ア)、(イ)の書類は、学力検査1日目に配布し、2日目(数学の検査終了後)に回収する。
  - ※受検生は予め参考様式を確認し、検討しておくこと。

(11) 合格発表

- ア 平成30年3月13日(火)午前9時に本校において発表(掲示)する。また、同日に本校のHPにおいても合格者を発表する。
- イ 本校校長は、合格者に対し、その者が入学志願書を提出した中学校長を通じて合格したことを通知する。
- ウ 「Aクラス(発展クラス)」編成結果についても同時に発表(掲示、HP掲載)する。

## 5 第2次募集

高等学校長は、合格者が募集定員に満たない学科において、第2次募集を行うものとする。

(1) 出願資格

本年度の県立高等学校入学者選抜の学力検査を受検し、県立高等学校に合格しなかった者。ただし、今年度本校において、一般入学で志願し受検した学科(第二志望も含む)に再出願することはできない。

(2) 出願期間

平成30年3月14日(水) 9:00~17:00  
3月15日(木) 9:00~16:00

※郵送の場合もこの期限までに必着のこと。ただし、本校校長が特別の事情があると認めた場合はその限りではない。

※郵送で手続きする場合は、必ず書留郵便とする。

(3) 出願手続

ア 一般入学の学力検査を受検した者は次の手続による。

(ア) 志願者は、当該年度に第2次募集を実施する高等学校の1校・1学科・1コースに出願することができる。この場合、同一校における他の学科・コースに第2志望を出願することができる。ただし、当該年度の学力検査を受検した高等学校の同一学科・コースに出願することはできない。

(イ) 志願者は次の書類に入学考査料(1,100円)を添えて出身中学校長に提出しなければならない。

a 第2次募集入学志願書(第9号様式)

b 確約及び証明書(第5号様式)

ただし、次の(a)及び(b)の者のみとする。

- (a) 通学区域に関する規則第2条第1項ただし書の規定により同規則別表第2に掲げる地域から出願する者
  - (b) 沖縄本島、宮古島、伊良部島、石垣島若しくは久米島の各地域から当該各島に所在する高等学校以外の高等学校に出願する者
  - c 入学検査料減免申請書（第11号様式）  
沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例施行規則に基づく。
  - (ウ) 出身中学校長は、志願者に係る次の書類に入学検査料（1,100円）を添えて本校校長に出願期間内に一括して提出するものとする。
    - a 第2次募集入学志願書（第9号様式）
    - b 調査書（第2号様式）（一般入学で提出したものと内容は同じもの）
    - c 第2次募集志願者名簿（第10号様式）
    - d 確約及び証明書（第5号様式）（前記5の(3)のイのbで提出のあった者に限る。）
    - e 入学検査料減免申請書（第11号様式）
  - (エ) 本校校長は志願者が学力検査を受検した高等学校長に次の書類の提供を求める。
    - a 学力検査成績証明書（第14号様式）
    - b 健康診断書（一般入学で提出のあった者に限る。）
    - c 写真票（第15号様式）
  - (オ) (エ)の出願書類等の提供を求められた高等学校長は、当該志願者に係る前記(エ)の書類を当該志願者の志願する第2次募集志願先高等学校の長へ送付する。
- (4) 志願変更及び手続
- ア 志願変更 志願者は、入学志願締切りの後、志願した高等学校、学科又はコースを変更（以下「2次志願変更」という。）することができる。
  - イ 2次志願変更の日程  
平成30年3月16日（金） 9:00～16:00
  - ウ 2次志願変更をする者は、第2次募集志願変更願（第12号様式）に必要な事項を記入し、出身中学校長に提出すること。
  - エ 出身中学校長は、所定の期間内に本校校長に第2次募集志願変更願を提出し、入学志願書類（同一志願高等学校における学科又はコースの変更にあつては、第2次募集入学志願書。5の(4)のウ及びオにおいて同じ。）の返却を受けるものとする。この場合、入学検査料は返却しない。  
なお、郵送による2次志願変更の受付及び入学志願書類の返却は、原則として行わない。
  - オ 2次志願変更をする者は、返却された第2次募集入学志願書に変更すべき事項（※印の欄）を記入し、「5 第2次募集」の「(3) 出願手続」に準じて入学志願書類（同一課程への志願変更をする場合、入学検査料は不要）を所定の期間内に本校校長に提出すること。ただし、第二志望の変更については、本校校長に第2次募集志願変更願（第12号様式）で申し出るだけでよい。
- (5) 選抜の方法
- 選抜は、学力検査成績証明書（第14号様式）、調査書（第2号様式）、面接の結果等を資料として行う。
- ア 面接
    - (ア) 面接日 平成30年3月22日（木）
    - (イ) 集合場所 久米島高校 事務室前  
※集合時間等については、願書受付の際に出身中学校を介して志願者に対して通知する。

(6) 受検生に対する注意事項

ア 受検生は受検番号、中学校名、氏名が記入された名札を左胸に着用する。

8 cm		5 cm
出身中学校		
受検番号		
氏名		

※縦5 cm×横8 cmの白厚紙に出身中学校、受検番号、氏名を書いたもの

イ 受検生は、在籍する中学校の制服を着用すること。

(7) 合格発表

ア 平成30年3月26日(月)午前9時に本校において発表(掲示)する。また、同日に本校のHPにおいても合格者を発表する。

イ 本校校長は、合格者に対し、その者が入学志願書を提出した中学校長もしくは、義務教育学校長を通じて合格したことを通知する。


6 調査書

(1) 中学校に、校長を委員長とする調査書委員会を置く。

(2) 調査書(第2号様式)の作成方法

ア 「受検番号」の欄は中学校においては記入しない。

イ ※印の欄は志願変更する場合のみ記入する。

ウ 記入事項のない欄には  のように斜線を引く。

エ 「① 各教科の学習の記録」の欄は次のように記入する。

(ア) 「観点別学習状況」の欄は1年～3年の各学年について十分満足できると判断されるものを○で記入し、○に該当しないところは空欄にする。ただし、平成13年度以前の中学校生徒指導要録(以下「指導要録」という。)に基づいて記入する場合、国語の「表現の能力」は「話す・聞く能力」欄に、「理解の能力」は「書く能力」欄に記入する。数学の「数学的な考え方」は「数学的な見方や考え方」欄に記入する。なお、平成4年度以前の過年度卒業者については記入を要しない。

(イ) 「評定」の欄は、絶対評価による5段階の目標に準拠した評価で記入する。

(ウ) 「選択教科」の「評定」は十分満足できると判断されるものを○で記入し、○に該当しないところは空欄にする。ただし、平成4年度以前の過年度卒業者については指導要録に基づいて記入する。

(エ) 「総合的な学習の時間の記録」の欄は指導要録に基づいて記入する。ただし、平成13年度以前の指導要録に基づく場合は記入を要しない。

オ 「② 特別活動の記録」の欄は指導要録に基づいて記入する。

カ 「③ 行動の記録」の欄は指導要録に基づいて記入する。ただし、平成13年度以前の指導要録に基づいて記入する場合、「思いやり」は「思いやり・協力」欄に、「自然愛護」は「生命尊重・自然愛護」欄に、「公共心」は「公共心・公德心」欄に記入し、「健康・体力の向上」欄は記入を要しない。

平成14年度以後の指導要録に基づいて記入する場合、「明朗・快活」「向上心」「寛容・協力性」欄は記入を要しない。

キ 「④総合所見」の欄は指導要録に基づいて記入する。ただし、平成13年度以前の指導要録に基づいて記入する場合は、各教科の学習記録の所見、特別活動の記録の事実及び所見、行動の記録の所見、進路指導の記録、指導上参考となる諸事項等に基づき記入する。なお、特技、資格(例 英語検定、珠算、書道、柔剣道等の級、段位を具体的に記入する。)についても、この欄に記入する。

ク 「⑤ 出欠の記録」の欄は次のように記入する。

(ア) 1年及び2年は指導要録に記入されたものを転記する。

- (イ) 3年は平成30年1月26日現在で記入する。  
(ただし、推薦入学の場合は、平成29年12月28日現在)
- (ウ) 出席日数の欄は、不登校の生徒が学校外の施設において相談・指導を受け、そのことが当該生徒の学校復帰のために適切であると校長が認めた場合には、その日数を出席扱いとして出席日数に加えるとともに、( )内に内数として記入する。
- (エ) 備考欄は、欠席、遅刻及び欠課の正当な理由のあるものについてその数値と理由を、皆出席のものについては「皆出席」を記入する。また、前記(ウ)で相談・指導を受けた適応指導教室等の施設名を記入する。

ケ 「⑥ 健康所見」の欄は健康診断票の該当欄の最も新しい記載事項を転記する。高等学校の就学に支障があると思われる疾病又は異常のある者については、平成29年12月以降に診断した結果を記入し、健康診断書を添付する。

過年度卒業生については記入を要しない。ただし、平成30年1月以降に行った健康診断書(第8号様式)を添付する。(病院、診療所又は保健所が発行したもの。)

- (3) 高等学校長は、出身中学校長の提出した調査書(第2号様式)に疑義があるときは、必要に応じて資料の提出を求めることができる。なお、虚偽の報告によって入学を許可された者については、入学を取り消すことができる。

## 7 帰国子女等の入学者選抜に係る取扱い

- (1) 帰国子女等については、入学定員の枠、通学区域等について弾力的に取扱い、選抜の方法、学力検査等についても可能な限り配慮するものとする。
- (2) 志願者のうち、帰国子女等について県立高等学校受検への配慮を必要とするものは、「学力検査等に際しての配慮願い書」(参考様式2)を中学校長を経て志願先高等学校長に提出することができる。
- (3) 志願者から配慮願い書が提出された場合は、提出された書類等を基に審査の上、配慮することができる。

## 8 不登校生徒等入学者選抜に係る取扱い

- (1) 志願者のうち、欠席又は出席扱いが多い等の理由を説明する必要があると認められるものは、自己申告書(第13号様式)を中学校長を経て志願先高等学校長に提出することができる。自己申告書(第13号様式)の記入は、志願者及び保護者の直筆とする。提出にあたっては、厳封してもよい。その際、封筒の表に、中学校名、本人氏名を記入すること。
- (2) 志願者から自己申告書が提出された場合は、これを選抜資料に加えることができる。

## 9 障害等のある生徒の入学者選抜に係る取扱い

- (1) 障害等のある生徒の県立高等学校受検の配慮については、「障害のある生徒の学力検査等に際しての配慮願い書」(参考様式1)に必要な事項を記入し、障害・疾病等にかかる診断書もしくは、身体障害者手帳等の写しを中学校長もしくは、特別支援学校長を経て志願先高等学校長に提出することができる。
- (2) 志願者から配慮願い書が提出された場合は、提出された書類を基に審査の上、配慮することができる。

## 10 出願書類作成上の留意事項

- (1) 書類は「平成30年度沖縄県立高等学校全日制・定時制課程入学者選抜実施要項の実施に関し、教育長が定める事項等について」を参照のうえで作成する。
- (2) 「連携型中高一貫教育に係る入学志願者名簿」、「推薦入学志願者名簿」、「入学志願者名簿」及び「第2次募集志願者名簿」は、学科別・男女別に作成すること。
- (3) 「連携型中高一貫教育に係る入学志願書」、「入学志願書」及び「第2次募集入学志願書」は第二志望まで記入できる。



- (4) 「推薦入学志願書」は第一志望のみ記入すること。
- (5) 各志願書と各志願者名簿及び各書類等の記載内容に矛盾がないよう十分な注意を払うこと。
- (6) 書類には記入もれがないよう十分な注意を払うこと。

## 11 その他

- (1) 中学校長は、進学した者について、学校教育法施行規則第24条第1項に規定する中学校生徒指導要録の抄本又は写し並びに学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号）第8条第1項に規定する生徒健康診断票及び歯の検査票を募集年度の3月末日までに高等学校長に提出する。
- (2) 本募集要項に記載されていない事項についてはすべて「平成30年度沖縄県立高等学校全日制・定時制課程入学者選抜実施要項」の規定を準用する。